

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（藺田靖邦君） ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。
よって令和2年第3回川根本町議会臨時会を開会いたします。

◎開 議

○議長（藺田靖邦君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（藺田靖邦君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
今期臨時会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。

◎諸般の報告

○議長（藺田靖邦君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。
11月20日、町長から第3回臨時会を招集告示した旨、通知がありました。
お手元に配付のとおり、議案3件が町長から提出されております。
以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（藺田靖邦君） 本臨時会招集に当たり、町長から行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。今日は第3回の臨時議会を開催させていただきましたけども、全員の皆さんのご出席、誠にありがとうございます。今全国的にはコロナの蔓延ということで大変な騒ぎになっておりますけども、幸い、今のところ川根本町には感染者はいないということで安堵はしておりますけども、いつどのような態勢になるかわからないという危機感を持って対応しなければいけないなということを常々思っております。

す。これも町民の皆さんと議会が一体となって対応することが重要であるというふうに思っております。

本日は議案第44号から議案第46号まで3案を上程いたしますけども、これはすべて人事院勧告によります職員並びに特別職、任用職員等の給与の改正でございます。よろしくご審議の上御採択賜りますようお願い申し上げますとともに、行政報告につきましては大変たくさん溜まっておりますので、全協の時に詳しく説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藺田靖邦君） これで行政報告は終わりました。

————— ◇ —————

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藺田靖邦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、野口直次君、7番、中澤莊也君を指名します。

————— ◇ —————

◎日程第2 会期の決定

○議長（藺田靖邦君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

————— ◇ —————

◎日程第3 議案第44号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第3、議案第44号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第44号です。川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

人事院は10月7日に、国家公務員の特別給の支給月数が民間事業所における支給割合を上回ったことから、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、年間支給月数を0.05月分引き下げる勧告を行ったところであります。また、県人事委員会においても、10月21日に県に対し同様の勧告を行っております。

町としましても、このような国及び県の状況を鑑み、国・県と同じく、町職員の特別給の年間支給月数を0.05月分引き下げる条例の一部を改正させていただくものであります。

以上よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

◇

◎日程第4 議案第45号 川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第4、議案第45号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第45号です。川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

本議案は、本年10月の人事院勧告により、国家公務員の特別給の引き下げが勧告されたことを受け、町においても国と同様に、特別職の職員で常勤の者の特別給の支給割合を年間0.05月分引き下げ、年間4.45月分とする改正を行うものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

◇

◎日程第5 議案第46号 川根本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第5、議案第46号、川根本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第46号です。川根本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

会計年度任用職員の給与は、川根本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例において、川根本町職員の給与に関する条例の規定を準用するとしております。今回、議案第44号において、川根本町職員の給与に関する条例の規定における職員の特別給支給割合を引き下げのための関係条例を上程させていただいていることを受け、会計年度任用職員の特別給についても、年間支給月数を0.05月分引き下げ、年間2.55月分とする改正するものであります。

しかしながら、今年度雇用しております会計年度任用職員は、年度当初等に取り交わしました雇用通知書において支給基準を定めていることもあり、12月支給分の期末手当における引き下げは行わず、令和3年4月1日施行により対応をするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

9時15分から全員協議会を開催いたします。議員の皆さん、関係職員の方は、大会議室にお集りください。

休憩 午前 9時10分

再開 午前 9時40分

○議長（藺田靖邦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

**◎日程第3 議案第44号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例について**

○議長（藺田靖邦君） 日程第3、議案第44号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第44号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第45号 川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(藺田靖邦君) 日程第4、議案第45号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、議案第45号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第46号 川根本町会計年度任用職員の給与及び費用
弁償に関する条例の一部を改正する条例に
ついて

○議長（藺田靖邦君） 日程第5、議案第46号、川根本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号、川根本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、議案第46号、川根本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程の追加

○議長（藺田靖邦君） お諮りします。

中野暉君ほか10人から、発議第2号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定しました。



◎追加日程第1 発議第2号 川根本町議会の議員の議員報酬及び費用
弁償等に関する条例の一部を改正する条例
について

○議長(藺田靖邦君) 追加日程第1、発議第2号、川根本町議会の議員の議員報酬及び費用
弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

お諮りします。

発議第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと
思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は、提案理由の説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は、全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入り
たいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第2号、川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号、川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◇

◎閉会

○議長（藺田靖邦君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもちまして令和２年第３回川根本町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前 ９時４８分